

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
飯南町	寺沢地区(寺沢集落)	令和3年3月25日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27.42ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.42ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	13.93ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.85ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.11ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.27ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現状、65歳以上が耕作する面積が13.93haあるが、中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積が8.27haのため、将来的には受け手の容量を超えてしまう状況が予測される。
また、地域で農業を継続していく意向があるものの、防除散布や除草作業、水路管理等の作業が負担となっているため、何らかの対策が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の農地利用は、現在、既存の任意組織と中心経営体である法人Aと認定農業者Bが担っている。
認定農業者Bは地区外からの入作であり、地区内でこれ以上拡大していく意向はないため、基本的には2経営体で地区内の農地を引き続き耕作・管理していくが、将来的には集落営農組織が作業受託をしている農地を法人Aへとシフトしていき農地の集約化を図っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	法人A	水稲、大豆	3.73 ha	水稲、大豆	12.00 ha	寺沢
認農	認定農業者B	水稲	1.28 ha	水稲	1.28 ha	寺沢
計	2人		5.01 ha		13.28 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、17筆、33,248㎡となっている。 内、11筆(計24,238ha)は近い将来、法人Aが集積を行う予定となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 現在、農地中間管理機構は活用していないが、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった時のことを考え、活用を検討する必要がある。</p>
<p>農作業省力化への取組方針 現在、動力噴霧器による防除作業を行っているが、労力の確保が難しくなっており、中山間直接支払の加算措置を活用してドローンを導入し、防除作業の省力化を図る。</p>
<p>担い手の農地集約への取組方針 現在、法人Aが集積している農地の基幹作業の一部を既存の任意組織に作業委託しているが、将来的には直営作業に切り替え、作業の効率化を図り、法人に一元化することで、法人経営の安定化を図る。</p>